

競争的な電力・ガス市場研究会について

平成29年10月17日
事 務 局

1. 趣 旨

- 電力市場及びガス市場における競争を促進することによって、需要家の利益を最大化し、電気事業の健全な発達を図る観点から、電気事業法・ガス事業法の枠内で※、これらの市場の競争促進策(競争評価、卸取引、小売取引のあり方等)を検討するため、電力・ガス監視等委員会事務局長の私的懇談会として、本研究会を設置する。

※注 電気事業法では、「この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。」（第一条）とされている（ガス事業法も同様）。

- 検討に当たっては、内外の競争政策やその実務も参照しつつ、必ずしもそれのみに限られず、電気事業法及びガス事業法の趣旨を踏まえた議論を行う。
- 検討結果は、委員会や制度設計専門会合における議論等に活用する。

2. 主な論点

- 競争を促進するための規制運用の在り方
- 競争評価、「経過措置料金」の取り扱い
- その他必要な事項

3. 研究会の公開等

- 本研究会は、原則として、非公開とする。ただし、事務局において、座長の了解を得て、議事概要及び資料(事務局提出以外の資料にあつては、提出者の了解を得られたものに限る。)を会議後に公開する。
- 本研究会の庶務は、電力・ガス取引監視等委員会事務局取引制度企画室が担当する。